入札における最低制限価格算出方法の改正について

○ 趣旨

公共工事に係る経営環境を踏まえたダンピング等の対策強化を図るため、最低制限価格の基礎となる算出方法を改正しましたので公表します。

また、最低制限価格算出については、開札の直前にランダム係数を加え算出する方法としています。

○ 算定方法

○基礎となる算出方法

① 直接工事費の９７％の額

② 共通仮設費の９０％の額

③ 現場管理費の９０％の額

④ 一般管理費の６８％の額

⑤ 消費税

｛(①＋②+③＋④+⑤) ÷設計金額+ランダム係数｝×予定価格

○ランダム係数は開札直前に算定

○設定の範囲：予定価格の７５～９２％

※最低制限価格の基準となる価格は上記の算出方法により得た額を基準として設定

※ランダム係数：０～１％以内（０．０００００から０．０１０００）

※予定価格９２％を超える場合（０．９１+ランダム係数）×予定価格

※予定価格７５％未満の場合　（０．７５+ランダム係数）×予定価格

【適用日】

令和９年１月４日以降の入札公告を行う工事から適用

【担当】財務管理課　　電話　０７７８－５３－２２２２